

山口県循環型社会形成推進基本計画改定に係る調査等業務委託仕様書

1 業務の名称

山口県循環型社会形成推進基本計画改定に係る調査等業務

2 業務の目的

山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）の改定に向けて、廃棄物及び廃棄物以外の未利用資源（排出者にとっては不要なものであるが、他者は有価物として利用するもの。）に関する排出及び処理の実態把握と将来予測、循環型社会形成に関する動向把握や施策の提案を行う。

3 業務の委託期間

契約締結の日の翌日から令和7年（2025年）3月31日（月）まで

4 業務の内容

(1) 打合せ

業務全体に係る打合せは、業務着手から成果品納品まで計8回行うこととし、終了後に受注者は議事録を作成し、速やかに発注者に提出する。

(2) 業務実施計画の立案

受注者は、業務の目的を把握した上で、業務日程、業務実施方針、業務組織体制（管理技術者、調査技術者等）及び連絡体制（緊急時を含む。）を記載した業務実施計画書を作成し、発注者に提出する。

(3) 調査

本業務では以下の調査を行い、調査結果はとりまとめ次第報告する。

ア 産業廃棄物等実態調査

受注者は「産業廃棄物排出・処理実態調査指針改訂版」（平成22年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）を参考に、産業廃棄物等の排出及び処理実態をアンケート調査によりとりまとめる。

(ア) 調査対象期間

令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの1年間

(イ) 調査対象廃棄物等

廃棄物処理法及び同法施行令で定められている産業廃棄物並びに未利用資源

(ウ) 調査対象事業者

a 排出事業者

「日本標準産業分類」による農業・林業、漁業、鉱業等、建設業、製造業、電気・水道業等、情報通信業、運輸業等、卸売業・小売業、金融業等、不動産業等、学術研究等、宿泊業・飲食サービス業、娯楽業等、教育等、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業、公務

b 廃棄物処理業者

中間処理業者、最終処分業者

c 再生利用業者

(エ) 調査対象数

5,000 事業所以上

(オ) 調査対象区域

山口県全域（県内を6地域に区分して整理）

(カ) 調査方法

調査票によるアンケート調査等（農業については資料調査でも可）

（目標回答率 50%以上）

(キ) とりまとめ内容

次の項目についてとりまとめる。

a 産業廃棄物等について

- ・排出状況
- ・委託処理状況
- ・移動状況
- ・処理状況
- ・再生処理状況
- ・自己中間処理状況
- ・最終処分状況

b 特別管理産業廃棄物について

- ・排出状況
- ・処理状況

c 過去の調査結果との比較

- ・排出状況の推移
- ・処理状況の推移

d 将来予測

- ・排出状況
- ・処理状況

e 最終処分先に関する意向等について

- ・今後の最終処分先
- ・処分先の決定要素
- ・公共関与広域最終処分場に期待する役割

イ 一般廃棄物等実態調査

(ア) 家庭の一般廃棄物等

山口県内の家庭から排出されるごみ及びし尿に関して、環境省の「一般廃棄物処理事業実態調査」（令和5年度実績）における、山口県内の集計結果により、排出状況、処理状況及び将来予測についてとりまとめる。

また、一般廃棄物の処理施設についてとりまとめる。

(イ) 事業所の一般廃棄物等

山口県内の事業所から排出される一般廃棄物に関して、産業廃棄物等実態調査の調査対象事業者、一般廃棄物多量排出事業者及び一般廃棄物処理業者に対し、アンケート調査により、排出状況、処理状況及び将来予測についてとりまとめる。

ウ 意識・意向調査

循環型社会形成に係る意識や今後の意向をアンケート調査によりとりまとめる。

県民向け調査については、発注者が実施する、山口県民を対象とした「県政世論調査」（令和6年度）の結果によりとりまとめる。

(ア) 事業者向け調査

- ・廃棄物
- ・自社ビジネス
- ・県施策

(イ) 市町向け調査

- ・廃棄物
- ・環境ビジネス
- ・県施策

エ 循環型社会形成促進施策検討調査

(ア) 第4次計画の重点プロジェクトの評価

重点プロジェクトごとに進捗状況、課題等についてとりまとめる。

(イ) 循環型社会形成に資する新たな動向の把握や施策の提案

アンケートやヒアリングにより、県内事業者等の3R関連産業に係るシーズ・ニーズの動向を把握するとともに、国、県及び産業界の動向を整理の上、循環型社会形成を促進する新たな施策を提案する。

オ 山口県循環型社会形成推進基本計画に盛り込む、山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画に関する調査

市町等におけるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化の実施状況や今後の意向について、「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（令和6年3月29日付け環循適発第24032923号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）による2050年を目標とした長期計画も視野に入れ、山口県内の19市町5組合に対し、アンケート調査により意向等を把握し、とりまとめる。

(4) 山口県環境審議会廃棄物部会の運営支援

山口県環境審議会廃棄物部会への調査説明、議事録の作成等部会運営の支援を行う。なお、開催は2回を予定している。

(5) 成果品

ア 業務報告書

業務終了時に(3)に係る業務報告書をA4版白黒100部提出する。

また、Microsoft Word、Microsoft Excelまたはpdfファイルで作成した電子データをCDで1枚提出する。

イ 産業廃棄物の減量に関する目標値の簡易推計システム

業務終了時に(4)に係るシステム及び作業マニュアルの電子データをCDで1枚提出する。

また、作業マニュアルはA4版白黒3部を提出する。

(6) 納入場所

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課とする。

(7) 委託限度額

15,400千円（消費税及び地方消費税の額を含む。税率は10%とする。）

5 その他

(1) 発注者が貸与するもの以外、本業務を行うにあたり必要な資料は、原則として受注者が収集する。

(2) 受注者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を山口県に無償で譲渡し、著作人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、受託者の責任に応じて一切を処理する。

(3) 納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行う。

(4) 受注者は、本仕様書に明記されていない事項、または疑義を生じた事項について、発注者と協議して定める。

(5) 採用された企画の実行にあたっては、発注者と受注者の協議の上で内容を変更することができる。